

第142回 『わかるように伝えてますか』

香川大学教育学部 特別支援教育領域 教授

香川大学教育学部附属幼稚園、園長

香川大学学生支援センター バリアフリー支援室 室長 **坂井 聰**

2022年9月、国連から「障害者の権利に関する条約」に関する審査を受けての勧告が出されてから二年になります。この間、何か大きく変化があったでしょうか？二年前に出された勧告には、「インクルーシブ教育の権利を保障すべき」との記述がありました。ユネスコが公表している「インクルージョンへのガイドライン」を参考にして考えると、インクルーシブ教育とは、「教育における排除をなくし、学習活動への参加を平等に保障するための改革プロセス」と言ることができます。それは障害のある人だけを念頭に置くものでも、単純に特別支援学校をなくすということでもありません。性的マイノリティーの子ども、外国にルーツのある子ども、貧困等の問題を抱える子ども、ヤングケアラーの子どもも含まれていることを忘れてはいけません。そのような多様な子どもたちが、在籍しているということを前提にして、学校のカリキュラムや指導法、施設のあり方を問い合わせ直すものなのです。

このように考えて、このプロセスを実行するためには、多様な子どもが在籍していることを前提とした学校になっているかを問う必要があるでしょう。校内環境は多様な子どもがいることを前提としているか。カリキュラムは多様な子どもたちがいることを考えたものになっているのかといったことです。そして、ここで私たちが考えなければならないのは、「私がいる学校は、主流と言われている人たちだけを対象とした学校になっていないか」ということです。主流と言われる子どもたちだけを対象とした学校は、主流ではない人たちにとっては公正な場とは言えないからです。学校は、そこに在籍する全ての子どもたちが、平等に教育を受ける権利を保証される場所であるということを再度確認する必要があるのではないかと思います。

私は約20年間、特別支援学校の教員をしていました。その間、ここに在籍する子どもについて、特別な支援が必要な子どもたちだから特別支援学校で学ぶのは当たり前と思っていました。それは、「障害のある子どもは特別支援学校という通常の学校とは別の場所で学ぶ方がよいのだ」と勝手に思っていたからです。中学校の時、同級生が年度の途中で急にいなくなつたことがあります。そのときの説明が、「○○さんには障害があったので養護学校に転校しました」というものだったと思います。その時私は、障害のある人は養護学校（特別支援学校）という学校があって、そこで学ぶのが当たり前なのだと学んだのです。ここで学んだことはずっと大人になつても生きており、その結果、障害のある子どもは特別支援学校で学ぶのが当然と勝手に考え、何の疑問も持たなくなつていたということです。しかし、このような考えは、障害のある人を安易に排除することにつながる可能性もあります。地域の学校に障害のある子どもがいないということが前提となつていれば、障害のある子どもは、別の場で学ぶのが当たり前というメッセージになっている可能性があるからです。その延長線上に、障害のある子どもや保護者は学びの場を選択できる余地はなく、特定の場を選ばざるを得ない状況になつているのではないかと思います。この問題は、特別支援学校がある事が問題なのではなく、学校を選べない現実があるならそれが問題なのです。

冒頭でインクルーシブ教育はプロセスであると述べました。国連の勧告を受けて私たちができるることは、特別支援教育やインクルーシブ教育について色々な場で議論することだと思います。よりよい学校教育を創るためにプロセスであると考えると、個人でもできることがあるはずです。それが、考え、議論することです。まず一人一人が考え、学校教育のあり方を議論することから始めてみようではありませんか。

～坂井聰先生のご紹介～

《プロフィール》

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了。香川大学教育学部付属養護学校などの養護学校教諭を経て現在、香川大学教育学部特別支援教育領域 教授。1997年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞を受賞。